

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

2017年（平成29年）5月11日

藤沢市監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	柳	田	秀憲
同	栗	原	義夫

第1 請求のあった日及び請求人

2017年（平成29年）3月17日

請求人（省略）

第2 請求の内容

藤沢市長に関する措置請求の要旨（1は原文のとおり。）

1 請求の要旨

- (1) 監査請求人は、藤沢市情報公開条例に基づき、藤沢市長に対し2016年6月21日付で、「藤沢市と前市長らとの間の損害賠償請求事件（一審事件番号は横浜地方裁判所 平成25年（ワ）第3769号）に関する一切の文書」を請求し、公開の方法として「写しの交付」を求めた。
- (2) この請求に対し藤沢市は同年7月31日付の決定で、訴訟記録以外の文書（法廷を傍聴した市職員の報告書など）については、原告の請求どおり「写しの交付」をしたが、訴訟記録については公開方法を「閲覧」に限定し、「写しの交付」を拒否した。
- (3) 従前、藤沢市は、市が保管する訴訟記録に関しても、「他の行政文書と同様」に、請求者の意思に従い写しの交付もしていたが、情報公開制度運営審議会に諮問もせず、2012年6月28日付で取り扱いを変更し、「公開の方法については、裁判所における裁判記録の公開と同様に取り扱うこととし、利害関係のない第三者に対しては閲覧のみ認め、写しの交付は行わない」ことになった（なぜ、この時期に取り扱い方針を変更したのか、という点について市側は何も説明していない）。
- (4) 監査請求人は、本件請求以前にも2015年5月28日付で藤沢市長に対し同様の情報公開請求をし、本件と同じく「写しの交付」を拒否されたので異議申立（同年6月22日）をしたことがあった。異議申立を受けて藤沢市情報公開審査会は、2016年3月10日で、「実施機関が『本請求に係る

行政文書のうち訴訟資料については、公開方法を閲覧によるものとします。』としたのは違法であり、いずれの文書についても公開の方法に関しては、異議申立人の求める方法で公開すべきである。」と答申した。しかし、藤沢市長はこの審査会答申を無視し、同年6月7日付で原告の異議申立を棄却した。その理由は、「市が当該訴訟と何ら関係のない第三者に訴訟資料の写しを交付するとすれば、裁判所が利害関係のない第三者に謄写の交付を認めていないその公開制度の趣旨が没却されることになる」から、というものである。

- (5) 市長が審査会答申を無視するのであれば、裁判所に義務付け訴訟（行政事件訴訟法3条6項2号）を提起するしか救済方法がない。そこで監査請求人は前記(1)記載のとおり、あらためて公開請求を経由した上で本件訴訟を提起した。
- (6) 横浜地方裁判所（第1民事部）は、3回の弁論（2016年9月28日、11月7日、12月12日）を経て結審し、藤沢市の違法についての判決を言い渡した。
- (7) 上記(1)から(6)までに記載したとおり、藤沢市長の違法な行政処分を正当化するためだけの目的のために、多大の公金を弁護士費用及び傍聴職員旅費として費消したことは違法な公金支出であるから、監査委員は、市長に対して、違法に支出された公金の回収を、関係者に補填させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙資料を添えて請求する。

2 事実証明

- 資料1 2017年3月2日（木）毎日新聞第27面及び2017年3月16日（木）神奈川新聞第22面の写し
- 資料2 平成29年3月1日判決言渡の写し（平成28年（行ウ）第42号 行政処分取消等請求事件）
- 資料3 藤沢市情報公開条例解釈運用基準 抜粋
- 資料4 行政文書公開一部承諾決定通知書の写し（平成28年（行ウ）第42号行政処分取消等請求事件の応訴に係る経費が検証できる一切の文書（起案文書、弁護士費用、交通費、復命書等））

第3 請求書の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備したものと認め、2017年3月17日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述内容の全趣旨を勘案し、本件応訴に係る弁護士費用及び

傍聴職員旅費の支出が財務会計上違法又は不当なものといえるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部課

総務部行政総務課

3 請求人の証拠の提出

請求人は、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、2017年4月7日及び同月21日に証拠を提出した。

4月7日に提出された証拠書類は、次のとおりである。

資料1 藤沢市情報公開審査会答申第60号の写し（抜粋）

資料2 「行政文書公開一部承諾決定に係る異議申立てに対する決定について」の写し（決裁原議）

資料3 行政文書公開拒否決定通知書の写し（2013年5月2日情報提供の「訴訟資料に対する情報公開請求への対応について」作成に係る起案文書一式（文書番号241103000225を除く。））

4月21日に提出された証拠書類は、次のとおりである。

資料4 2016年10月17日（月）東京新聞第27面の写し

資料5 藤沢市情報公開条例解釈運用基準 第5章藤沢市情報公開制度運営審議会

資料6 藤沢市における法令の遵守に関する条例（抜粋）

資料7 藤沢市職員による不祥事の再発防止策（抜粋）

資料8 2017年3月15日記者発表資料（横浜地方裁判所平成28年（行ウ）行政処分取消等請求事件の判決に対する対応について）

4 請求人の意見の陳述

請求人は、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、2017年4月25日に意見の陳述を行った。

5 関係職員の陳述

2017年4月25日に総務部行政総務課関係職員の陳述の聴取を行った。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部課に対する監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 訴訟資料に係る公開方法の取扱い変更について（2012年6月28日）

第2 請求の内容 1 請求の要旨(3)に記載されている, 訴訟資料に係る公開方法の取扱いの変更について, 行政総務課に確認したところ, 次の事実が判明した。関係職員の意見陳述によると, 「2012年6月28日に訴訟資料に係る公開方法を閲覧のみに限る旨, 取扱いを変更することとしたきっかけは, 市に対して学校におけるいじめに関する訴訟が提起されたことである。その訴訟資料には, 原告が受けたとされるいじめの内容や関係する者の言動など, 本人や関係者にとって, 裁判の制度の中で公になるのはしかたがないとしても, そうでなければ他人には知られたくないような赤裸々な情報が様々含まれていた。

この時点で, 仮に, この裁判の訴訟資料に対して情報公開請求があったとした場合, これまでどおりのやり方で写しを交付することに対しては, 個人情報保護の観点から大いに疑問が生じ, 対応を検討する必要があると考えたのである。

そこで, 訴訟当事者や関係者の個人情報の保護に配慮しつつ, 一方で市民の知る権利の保障及び市政を市民に説明する責務を可能な限り果たすために最も良い方法を検討した結果, 訴訟資料の公開方法については, 直接個人につながる情報を伏せた上で, それ以外は裁判所における裁判記録の公開と同様に取り扱うこととし, 利害関係のない第三者に対しては閲覧のみに限り, 写しの交付は行わないこととした。」

なお, この基準を策定するにあたり, 情報公開制度運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問していない。これは, 藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)により, 諾否決定について異議申立てがあったときは, 審議会に諮問しなければならないとの規定があるが, 公開方法については諾否決定に該当しないという見解から, 市長の判断に基づき基準を策定したものである。

また, この基準は, 2012年6月28日に施行されたが, 基準の策定を含む決裁原議は3年保存であったため, すでに廃棄されていた。

(2) 藤沢市長に対する情報公開請求及びその諾否決定について(2015年5月28日)

第2 請求の内容 1 請求の要旨(4)に記載されているとおり, 請求人は, 2015年5月28日に「平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求訴訟事件」に係る裁判傍聴法務課職員の出張報告書を請求した。公開方法については, 「写し又は複写したものの交付」を選択した。

当該行政文書の公開については, 一部を承諾することと決定し, 同年6月17日付「行政文書公開一部承諾決定通知書」によると, 公開することができない部分の内容及びその理由欄に, 「(部分) 訴訟経過報告, 事件の概要及び訴訟資料に記載されている原告の氏名, 住所, 生年月日, 学齢, 職歴及び印影並びに訴外第三者の氏名, 住所及び生年月日 (理由) 個人に関する

審査会と審議会の
区別出来ず

← 審査会

← 事実確認なし

情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、藤沢市情報公開条例第6条第1号に該当するため。」と記載されている。また、備考欄に、「本請求に係る行政文書のうち、訴訟資料については、公開方法を閲覧によるものとします。」と記載されている。

(3) 行政文書公開一部承諾決定に対する異議申立てについて（2015年6月22日）

第2 請求の内容 1 請求の要旨(4)に記載されているとおり、請求人は、上記(2)の決定を不服として、2015年6月22日に異議申立てをした。その内容は調査によると次のとおりである。

「訴訟資料の公開方法を閲覧によるものとした根拠は、「市が当該訴訟と何ら関係のない第三者に訴訟資料の写しを交付するとすれば、裁判所が利害関係のない第三者に謄写の交付を認めていないその公開制度の趣旨を没却するおそれが高い。」としている。しかし、「おそれ」を憂慮して情報公開制度の趣旨を没却するのを容認することはできない。情報公開文書の公開方法を閲覧のみに制限することについて、実施機関は第三者機関の藤沢市情報公開審査会に諮問すべき事案である。

当該訴訟資料と同一の文書等を含む訴訟記録は、民事訴訟法に基づき何人にも閲覧可能なものとして公開されている以上、条例第6条第1号に該当すると認めることは困難であり、非公開事由には当たらないというべきである。

もし、裁判所と同じ閲覧のみとするならば全部公開すべきであり、公開一部承諾ならば写しを提供すべきである。実施機関独自の「訴訟資料に対する情報公開請求への対応について」に基づく当該処分は不当である。」

(4) 藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）への諮問について（2015年6月29日）

上記(3)の異議申立てを受けて、藤沢市長は2015年6月29日に、審査会に諮問書を提出し、同年7月31日に行政文書公開一部承諾決定に係る非公開理由説明書を提出した。その中で、異議申立人が、本件公開文書のうち訴訟資料の公開方法を閲覧としたことについての主張を述べたことに対し、次のとおり記載されている。「当該主張は行政文書の公開非公開に係るものではなく、条例第18条が規定する諮問が必要とされる諾否決定には当たらない。そのため、当該主張については、実施機関において検討し、判断する。」

(5) 審査会の答申について（2016年3月10日）

上記(4)の審査会の諮問を受けて、第2 請求の内容 1 請求の要旨(4)に記載されているとおり、2016年3月10日に行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて答申した。（藤沢市情報公開審査会答申第60号）審査会の結論は次のとおりである。

「異議申立ての対象文書のうち、「善行地区における地域コミュニティ活動事業用地取得に関する特別委員会調査報告書」の一部を非公開としたことは妥当ではないため、非公開部分はすべて公開すべきであり、その余の文書について一部非公開としたことは妥当であるが、実施機関が「本請求に係る行政文書のうち訴訟記録については、公開方法を閲覧によるものとします。」としたのは違法であり、いずれの文書についても公開の方法に関しては、異議申立人の求める方法で公開すべきである。」

(6) 異議申立てに対する決定について（2016年6月7日）

2016年6月7日に、上記(3)の異議申立てに対して、諾否決定に係る部分については答申どおりに決定した。しかし、公開方法に係る部分については、答申に基づかずに実施機関の判断により、閲覧のみに限ることと決定した。その理由は次のとおりである。

「条例第18条において、諾否決定について審査会に諮問し、その議に基づいて決定しなければならない旨の規定があるが、行政文書の公開方法の選択は諾否決定には含まれない。条例第11条によると公開請求に対する諾否の決定を「諾否決定」と定義している。つまり、諾否決定とは公開請求に対し、行政文書の全部若しくは一部の公開の承諾又は全部の公開の拒否のいずれかを決定することである。

また、条例第15条第2項では行政文書の全部又は一部の公開を承諾する旨の決定を行った場合の公開方法を定めている。つまり、条例上公開の承諾の決定と公開方法の選択とは別のものとして規定されている。

さらに、条例解釈運用基準では、条例第18条について、不服申立てに対する決定を行う際に、「審査会の議に基づいて行われなければならない」事項を列記している。その中で列記されている事項は、市が管理している行政文書の公開非公開に係る事項であり、公開方法に関する事項は含まれていない。このことから、実施機関が諮問すべき諾否決定に行政文書の公開方法の選択が含まれていると解することはできない。」

(7) 写しの交付による公開拒否の取消しを求める訴えについて

請求人は、第2請求の内容 1 請求の要旨(1)に記載されているとおり、2016年6月21日に、「藤沢市を被告とする横浜地方裁判所平成25年(ワ)第3769号損害賠償請求訴訟事件及びその控訴事件に関する一切の文書」を請求した。公開方法については、「写し又は複写したものの交付」を選択した。

当該行政文書の公開について、同年7月13日に一部を承諾することと決定した。なお、「行政文書公開一部承諾決定通知書」の備考欄に、「本請求に係る行政文書のうち、訴訟資料については、公開方法を閲覧によるものとします。」と記載されている。

請求人は、公開方法を閲覧によるものとされたことを不服として、2016年8月2日に、請求の内容 1 請求の要旨(5)に記載されているとおり、写しの交付の方法による公開を拒否した部分を取り消すよう、横浜地方裁判所に訴訟を提起した。(横浜地方裁判所平成28年(行ウ)第42号)

2016年9月28日、同年11月7日及び同年12月12日に口頭弁論が行われ、2017年3月1日に、行政文書の公開方法を閲覧によるものとする部分を取り消し、写しの交付を命じる旨の判決が言い渡された。

同月14日に、市は控訴しないことと決定し、判決が確定した。

(8) 上記訴訟に係る弁護士費用及び傍聴職員の旅費の支出状況について

訴訟代理人に選任された弁護士に着手金として、2017年1月11日に529,200円を支出した。また、法務課職員が本件訴訟の傍聴のために必要な旅費を、2016年10月20日、同年12月20日、2017年1月20日及び同年4月20日にそれぞれ1,620円、合計6,480円を支出した。

2 監査委員の判断

(1) 本件応訴について

請求人は、応訴した目的は藤沢市長の違法な行政処分を正当化するためだけだと主張する。

地方自治法第242条第1項の規定により、住民監査請求の対象は財務会計上の行為に限られていることから、本件応訴が不当であるかどうかの判断は監査委員のすべきところではないが、藤沢市が一連の職務執行に関する適否について、主張、立証すべく応訴し、裁判所の判断を求めることは当然なすべき行為であると考えられる。

(2) 弁護士費用及び傍聴職員旅費の支出について

応訴する場合、高度で専門的な法律判断を要することから、弁護士を訴訟代理人に委任すること及び関係職員が傍聴することは職務上当然のことであるから、その費用を支出することは違法又は不当なものであるとは認められない。

弁護士費用は、訴訟代理人に委任した弁護士と協議のうえ、横浜弁護士会の旧報酬会規により算定されており、社会通念上妥当な金額であると考えられる。

また、傍聴職員旅費は、藤沢市職員の旅費に関する条例及び同施行規則に基づき算定されており、いずれも適正に執行され、違法又は不当なものであるとは認められない。

以上のとおり、多大の公金を弁護士費用及び傍聴職員旅費として費消したことは違法な公金支出であるから、違法に支出された公金の回収を関係者に補填させ

るなど, 必要な措置を講ずるよう勧告することを求めた本件措置請求は, 第5 監査の結果の2 監査委員の判断で述べたとおり理由がないから, これを棄却する。

以 上